

平成25年9月4日

**(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画に係る  
条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1  
コーナン商事株式会社  
代表取締役 疋田 耕造
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画  
川崎市川崎区小田栄二丁目1番1、1番21、1番26
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成25年9月4日(水)
- 4 問合せ先  
名 称: コーナン商事株式会社 開発部  
所 在 地: 大阪府堺市西区鳳東町六丁637番地1  
電話番号: 072-274-2701

(川崎市環境局環境評価室担当)  
電話 044-200-2156

**(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画に係る  
条例環境影響評価審査書**

**平成25年9月**

**川 崎 市**

はじめに

(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画(以下「指定開発行為」という。)は、コーナン商事株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区小田栄二丁目1番1ほかの教育施設跡地の一部、約2.3haの区域において、小田栄西地区地区計画を前提に、ホームセンター等の商業施設を建設し、併せて公共施設(道路)を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成25年5月17日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：コーナン商事株式会社  
代表者：代表取締役 疋田 耕造  
住 所：大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画  
種 類：商業施設の新設（第3種行為）  
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の13の項に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区小田栄二丁目1番1、1番21、1番26  
区域面積：約 23,485 m<sup>2</sup>  
用途地域：近隣商業地域

### (4) 計画の概要

ア 目 的  
商業施設の建設及び公共施設の整備

イ 土地利用計画

土 地 利 用 区 分		面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備考
商 業 施 設 用 地	計 画 建 物	約 13,306	約 56.7	自走式駐車場 554 台 廃棄物置場を含む
	駐 車 場	約 1,425	約 6.1	平面駐車場 114 台
	駐輪場・バイク置場	約 681	約 2.9	駐輪場 565 台、 バイク置場 40 台
	緑 化 地	約 1,593	約 6.8	
	車 路	約 4,403	約 18.7	
	通 路 ・ そ の 他	約 985	約 4.2	
	公 開 広 場	約 1,000	約 4.3	うち、約 300 m <sup>2</sup> が緑化地
	小 計	約 23,393	約 99.6	
公 共 用 地	拡 幅 帰 属 部 分	約 92	約 0.4	
	小 計	約 92	約 0.4	
合 計		約 23,485	100.0	

ウ 建築計画等

区 分	内 容
用 途	物品店舗
構 造	鉄骨造
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	約 23,393
延べ面積 (m <sup>2</sup> )	約 35,478
容積率算定床面積 (m <sup>2</sup> )	約 35,478
容積率 (%)	約 152
建築面積 (m <sup>2</sup> )	約 12,976
建ぺい率 (%)	約 55
建物高さ (m) (建築基準法上の高さ)	15.7
階 数 (階)	3
駐車台数 (台)	668 (平面 : 114、自走式 : 554)
駐輪台数 (台)	565
バイク置場台数	40
緑被率 (%)	約 15.2

注) 敷地面積は、区域面積から公共用地(拡幅帰属部分)を除いた面積である。

エ 商業施設計画

区 分	内 容
売 場 面 積	約 19,531 m <sup>2</sup> (ホームセンター店舗：約 9,097 m <sup>2</sup> 外売場：約 1,537 m <sup>2</sup> テナント店舗：約 8,897 m <sup>2</sup> )
テナントの種類	物販店舗
営業日数	365 日
営業時間	日曜日以外：6：30～21：00 (6：30～9：00 の営業は、一部資材等の専門用品に限る。) 日曜日：9：00～21：00
従業員数	約 210 人(予定) (正社員約 50 人、パート他約 160 人)
駐車場台数	668 台
駐輪場台数	565 台
バイク置場台数	40 台
来 客 数 (ピーク時)	約 22,000 人／日 (約 2,200 人／時、390 台／時)

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、商業施設の建設及び公共施設の整備であり、工事中における大気質、水質、土壌汚染、騒音、振動、産業廃棄物、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.045ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.049mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準(二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppm)のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.187ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値(0.1~0.2ppm)を、浮遊粒子状物質が0.090mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.20mg/m<sup>3</sup>以下)を、それぞれ満足すると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、効率的な稼働に努めるよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質の現況を悪化させることはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.046ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.049mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、特定の時間帯に工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質の現況を悪化させることはないとしている。

一方、供用時の施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.046ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.048mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、特定の時間帯に搬入車両、廃棄物収集車両が集中しないよう配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質の現況を悪化させることはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 水質(地下水)

本計画に伴い実施した調査結果等から、土壤汚染対策法上の形質変更時要届出区域の解除に当たって対策を要する汚染地下水の範囲は、計画地内の500m<sup>2</sup>と予測している。これに対して、工事に当たっては、汚染範囲を遮水壁で囲うとともに、汚染された地下水を揚水し、処理設備で処理したのち、川崎市下水道条例等に準じて公共下水道に放流することから、現況の汚染地下水が周辺の地下水の水質に及ぼす影響はないとしている。さらに、処理設備への送水中に汚染地下水が流出しないように防水シート等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、本計画の実施に伴う影響が、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えることはないとしているが、具体的な処理対策については市関係部署と協議すること。

#### ウ 土壤汚染

本計画に伴い実施した調査結果等から、土壤汚染対策法上の汚染が確認された範囲は約1,547.6m<sup>2</sup>で、同法上の形質変更時要届出区域の解除に要する汚染土壌の量は約3,615.4m<sup>3</sup>と予測している。これに対して、汚染土壌の掘削除去工事に当たっては、鋼板仮囲いの設置、散水等を行うとともに、汚染された土は、汚染土壌処理業の許可を受け



た処理施設において、適正に処理及び処分を行うことから、工事の実施により周辺に与える影響はないとしている。さらに、搬出の際には、シートによる荷台カバー等により、荷台からの落下防止や飛散防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、本計画の実施に伴う影響が、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えることはないとしているが、具体的な処理対策については市関係部署と協議すること。

## エ 緑(緑の質、緑の量)

### (ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は 579 m<sup>3</sup>で、計画地の土壌は、施肥が必要であるものの、植栽土壌としておおむね植物の生育に適していると予測している。さらに、施肥、除草・草刈り等の適正な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 15.2%で、地域別環境保全水準(15.0%)を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、配植、密度を考慮した植栽を行い、多様な緑の創出、育成に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、緑被率は屋上緑化を含めたものであることから、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに

植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

オ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界付近において 72.3 デシベルで、環境保全目標(85 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において、60.8～69.4 デシベルで、予測した全ての地点で環境基準(65 デシベル以下又は 70 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、特定の時間帯に工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、平日が 61.9～69.5 デシベル、休日が 59.8～63.4 デシベルで、予測した全ての地点で環境基準(65 デシベル以下又は 70 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに特定の時間帯に搬入車両、廃棄物収集車両が集中しないよう配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、冷暖房施設等の設置に伴う等価騒音レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界付近において昼間 57.4 デシベル、夜間 44.0 デシベルで、環境基準(昼間：60 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、設備機器の定期的な点検整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、

工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### (イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、関連事業区域（計画地以外の教育施設跡地）南東側の敷地境界付近において 66.9 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の使用に当たっては、不要な振動を発生させないよう整備、点検の徹底を施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において、昼間が 42.5～47.6 デシベル、夜間が 37.8～44.9 デシベルで、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下又は 70 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下又は 65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、特定の時間帯に工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、平日が昼間 41.7～46.3 デシベル、夜間 40.9～46.0 デシベル、休日が昼間 39.3～42.3 デシベル、夜間 39.6～45.5 デシベルで、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下又は 70 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下又は 65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに特定の時間帯に搬入車両、廃棄物収集車両が集中しないよう配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## カ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

### (ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、ダンボール等の紙製廃棄物が年間 129.10 トン、そのほかの可燃性廃棄物が年間 35.86 トン、合計 164.96 トンと予測し、このうち紙製廃棄物は全量を資源化し、その他の可燃性廃棄物は全量を川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、川崎市の焼却施設にて適正に処理されるとしている。さらに、廃棄物の減量化、分別及び資源の再生利用を推進するよう、各テナントに対して要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

### (イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、基礎存置物等の撤去で、がれき類 4,292 トン、金属くず 360 トン、再生砕石の撤去で、がれき類 589 トン、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）1 トン、建築工事で、がれき類 351 トン、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 131 トン等、合計 912 トン、建設汚泥 2,420 m<sup>3</sup>と予測している。これらについて、基礎存置物等の撤去では、全量を資源化し、再生砕石の撤去では、がれき類 589 トン、建築工事では、がれき類等 596 トンを資源化し、建設汚泥は、全量を管理型最終処分場で埋立処分するとしている。また、散水により湿潤化した上で人手により回収した石綿含有産業廃棄物（非飛散性）については、その全量を安定型処分場で埋立処分するとしている。

さらに、建設資材等の搬入に際し、過剰な梱包を控え、廃棄物発生量の低減を図るとともに、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）の搬出の際には、専門容器に入れて密閉し、荷台からの落下防止や飛散防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時に発生する産業廃棄物は、廃プラスチック類が年間 8.16 トン、木くずが年間 5.27 トン等、合計 30.92 トンと予測し、そ

の全量を資源化するとしている。これらについては、廃棄物の種類に従って分別を行い、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託することにより、適正に処理するとしている。さらに、廃棄物の発生抑制、分別及び再生利用を推進するよう、各テナントに対して要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、再生砕石の撤去に当たっては、石綿の飛散が懸念されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### (ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は、14,040 m<sup>3</sup>と予測し、このうち4,000 m<sup>3</sup>は計画地内で埋め戻し土として再利用を図り、それ以外は「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の運搬に際しては、飛散防止のため搬出車両の荷台にカバーシート等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## キ 景 観

本計画の実施により、新たな景観構成要素として計画建物が出現するが、本地区の開発方針に合致するとともに、同様の建物である市道南幸町渡田線沿いの既存の商業施設と調和し、周辺の住宅地とともに市街地景観を形成することから、景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画地は現状で更地となっているため、計画建物の出現により、計画地近傍からの眺望は変化するが、比較的遠い地点からの眺望では、既設の商業施設や共同住宅

等と連続する都市景観が形成され、周辺と調和すると予測している。さらに、計画建物の色彩は、落ち着きをもたせるため彩度を抑えるように努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺環境と調和が保たれ、生活環境の保全に支障がないとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

#### ク 日照阻害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物は73棟で、その内訳は3時間以上4時間未満が2棟、2時間以上3時間未満が6棟、1時間以上2時間未満が11棟等と予測している。また、主要な塔屋は計画建物の南側へ配置する等、日影への影響を抑えた建物形状とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の住環境に著しい影響は与えないとしているが、冬至日の平均地盤面において、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

#### ケ テレビ受信障害

本計画の実施によるテレビ受信障害については、既存の住居に影響を及ぼさない範囲に収まり、障害を受ける建物はないと予測している。さらに、工事中のクレーンによる障害については、未使用時にブームを電波到来方向に向けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化させることはないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

#### コ 地域交通(交通混雑、交通安全)

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.275～0.447、車線の混雑度は0.143～0.901、道路の混雑度は0.285～0.519で、交通処理が可能とされる交差点需要率

0.9 及び円滑な交通処理が可能とされる混雑度 1.0 を下回ると予測し、さらに、工事用車両の出入口及び交差点に必要な応じて交通誘導員を配置し、周辺道路上での駐車・停車を禁止するよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全について、工事用車両ルートは、市道川崎 3 号線の北西側の区間を除き全ての区間でマウンドアップやガードレール等により十分な歩車分離がされており、また、市道川崎 3 号線における工事用車両の出入口周辺には交通誘導員を配置することから、工事用車両の走行に伴う交通安全への影響は小さいと予測している。さらに、工事用車両の出入口及び周辺には交通誘導員を配置することにより、歩行者の安全確保を図り、また、一般車両の走行の妨げにならないように適切に誘導するよう施工業者に要請するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の交通混雑について、施設関連車両のピーク時における交差点需要率は平日が 0.292～0.467、休日が 0.238～0.514、車線の混雑度は平日が 0.163～0.707、休日が 0.160～0.834、道路の混雑度は平日が 0.419～0.792、休日が 0.459～0.895 で、交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9 及び円滑な交通処理が可能とされる混雑度 1.0 を下回ると予測し、さらに、搬入車両等の大型車両の走行については登校時間に配慮し、登校時間に搬入車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全について、施設関連車両ルートには、市道川崎 3 号線の北西側の区間を除き全ての区間でマウンドアップやガードレール等により十分な歩車分離がされており、また、市道川崎 3 号線については、南東側の歩行者通行空間を拡幅することにより、北西側の歩行者は南東側の歩行者通行空間を利用すると考えられることから、施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響は小さいと予測している。さらに、来客車両出入口及びバックヤード出入口には必要な応じて交通誘導員

を配置することにより、歩行者・自転車の安全確保を図り、また、一般車両の走行の妨げにならないように適切に誘導するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、供用時の歩行者サービス水準は、平日及び休日ともに、将来歩行者交通流量が27人/m・分で、自由歩行可能であるサービス水準A又はやや制約があるサービス水準Bであり、歩行者の通行に与える影響は小さいと予測している。さらに、計画地南西側には歩道状空地を整備し、歩道以外にも歩行スペースを確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートの一部が指定通学路に指定されていることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、計画地周辺の住民等に対し事前に工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

#### サ 温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出削減量は、省エネルギー設備の導入により、596トン-CO<sub>2</sub>/年で、その削減の程度は11.0%と予測している。さらに、空調機には氷蓄熱空調機等、可能な限り高効率の機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量又はエネルギー消費量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、温室効果ガスの排出抑制等の技術向上に応じて、温室効果ガス排出量のより少ない設備を採用するよう努めること。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的



な実施の内容について、市に報告すること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成25年	5月17日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	5月24日	条例準備書公告、縦覧開始
	7月8日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 136名、2,330通
	8月7日	条例見解書の受理
	8月14日	条例見解書公告、縦覧開始
	8月28日	条例見解書縦覧終了
	9月4日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付